

平成18年12月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成18年12月15日

○出席議員 19人

1番 土屋 元 君	2番 佐藤 啓 史 君	4番 渡辺 伊三郎 君
5番 松崎 栄 二 君	6番 刈込 欣 一 君	7番 末吉 定 夫 君
8番 黒川 民 雄 君	9番 渡辺 玄 正 君	10番 寺尾 重 雄 君
11番 高橋 秀 男 君	12番 板橋 甫 君	13番 丸 昭 君
14番 八代 一 雄 君	15番 児安 利 之 君	17番 佐藤 浩 寿 君
18番 滝口 敏 夫 君	19番 伊丹 富 夫 君	20番 水野 正 美 君
21番 岩瀬 義 信 君		

○欠席議員 2人

16番 渡辺 利 夫 君 22番 深井 義 典 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	助 役 杉 本 栄 君
収 入 役 江 沢 始 一 君	教 育 長 松 本 昭 男 君
総 務 課 長 西 川 幸 男 君	企 画 課 長 藤 江 信 義 君
財 政 課 長 関 重 夫 君	課 税 課 長 乾 康 信 君
収 納 課 長 鈴 木 克 巳 君	市 民 課 長 滝 本 幸 三 君
介 護 健 康 課 長 関 修 君	環 境 防 災 課 長 田 原 彰 君
清掃センター所長 酒 井 正 広 君	都 市 建 設 課 長 三 上 鉄 夫 君
農 林 水 産 課 長 岩 瀬 章 君	観 光 商 工 課 長 守 沢 孝 彦 君
福 祉 事 務 所 長 小 柴 章 夫 君	水 道 課 長 藤 平 光 雄 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君
社 会 教 育 課 長 佐 藤 光 男 君	学 校 給 食 共 同 中 村 一 夫 君
	調 理 場 所 長
農 業 委 員 会 酒 井 明 君	
事 務 局 長	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 川 又 昌 昶 君 議 事 係 長 目 羅 洋 美 君

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

(総務常任委員長)

議案第58号 勝浦市副市長の定数を定める条例の制定について

議案第59号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 勝浦市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 勝浦市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 市長等の給料、教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第71号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算

陳情第7号 「格差社会」を是正し、庶民増税の中止と社会保障の拡充のため国への意見書提出を求める陳情

(教育民生常任委員長)

議案第65号 勝浦市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 勝浦市ねたきり身体障害者移動入浴車派遣手数料徴収条例の廃止について

議案第69号 千葉県後期高齢者広域連合の設置に関する協議について

議案第72号 平成18年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計補正予算

議案第73号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第74号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

陳情第8号 介護保険制度改善・拡充のため国への意見書提出を求める陳情

陳情第9号 障害者の福祉・医療サービス利用料の「応益（定率）負担」を見直すよう国への意見書提出を求める陳情

陳情第10号 療養病床の廃止・削減と患者負担増を中止するよう国への意見書提出を求める陳情

(建設経済常任委員長)

議案第70号 南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第75号 平成18年度勝浦市水道事業会計補正予算

第2 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第11号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議案第12号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

発議案第13号 介護保険制度の改善を求める意見書について

発議案第14号 障害者の福祉・医療サービス利用料の応益負担見直しを求める意見書について

発議案第15号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書について

開 議

平成18年12月15日（金） 午後1時00分開議

○議長（水野正美君）ただいま出席議員は19人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案・陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君）日程第1、議案・陳情を上程いたします。

議案第58号 勝浦市副市長の定数を定める条例の制定について、議案第59号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号 勝浦市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第61号 勝浦市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 市長等の給料、教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第68号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第71号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算、陳情第7号 「格差社会」を是正し、庶民増税の中止と社会保障の拡充のため国への意見書提出を求める陳情、以上10件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。滝口総務常任委員長。

〔総務常任委員長 滝口敏夫君登壇〕

○総務常任委員長（滝口敏夫君）議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案及び陳情の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月11日、委員会を開催し、執行部より市長、助役、収入役、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第58号 勝浦市副市長の定数を定める条例の制定について、議案第59号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第60号 勝浦市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第61号 勝浦市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 市長等の給料、教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第68号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合

規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第71号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算、以上9件につきまして慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第7号 「格差社会」を是正し、庶民増税の中止と社会保障の拡充のため国への意見書提出を求める陳情につきましては、なお、慎重に審議を期する必要がある、会期中に結論を出しかねるので、議長に対しまして継続審査の申し出をした次第であります。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君）これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、前もって通告がありましたので、これを許します。児安利之議員。

〔15番 児安利之君登壇〕

○15番（児安利之君）私は、ただいまの総務常任委員長の報告のうち、議案第71号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算について、反対の立場で討論を行うものであります。

今回の補正予算は、民生費の生活保護費に 2,669万 6,000円、災害復旧費に 4,479万 7,000円の計上を初め、そのほとんどは必要な予算の計上であり、もちろん賛意を表すべきものであります。しかし、衛生費の老人保健費は、千葉県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会及び広域連合への負担金であり、この予算計上には賛成しかねるのであります。議案第69号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議についてでも指摘をいたしましたように、この後期高齢者医療制度は多くの問題をはらんでいるのであります。今回の改正は、ことしの6月に国会で成立した医療制度改革法の一環であります。

問題点の第1は、国民健康保険や組合健康保険から75歳以上の高齢者を脱退させて、後期高齢者の独立保険をつくり、家族に扶養されている人を含め、すべての後期高齢者が年金額1万5,000円以上の年金から保険料あるいは保険税を天引き徴収されることであります。

第2に、国民健康保険と同じく保険料あるいは保険税の滞納者には、国保と同じく短期保険証や資格証明書を発行することです。

第3には、現役世代と後期高齢者は診療報酬も別建てとなるわけでありまして、結局このことは、医療内容を切り詰めるおそれが十分あることであります。

これらは2008年4月実施となっておりますが、同時に国保加入の前期高齢者、つまり65歳から74歳も保険税の年金天引きとなるわけでありまして。千葉県1本での広域連合の制度そのものは、市町村にかわる新たな行政主体となるおそれが強く、現行の地方自治体の機能が空洞化せざるを得なくなるのであります。また、千葉県1本での広域連合は、市町村と違って事実上、住民自治が届かない仕組みとなっているのであります。この制度は、高齢者への負担増と受診抑制による、言ってみれば命と健康を破壊する以外の何物でもないと言わざるを得ません。

以上の理由から、私は反対の意思を表明し、討論といたします。

○議長（水野正美君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号 勝浦市副市長の定数を定める条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、議案第59号 勝浦市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、議案第60号 勝浦市附属機関設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、議案第61号 勝浦市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、議案第62号 特別職の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 市長等の給料、教育長の給料及び一般職の職員の管理職手当等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第62号ないし議案第64号、以上3件は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、議案第68号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、議案第71号 平成18年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、陳情第7号 「格差社会」を是正し、庶民増税の中止と社会保障の拡充のため国への意見書提出を求める陳情につきましては、先ほどの総務常任委員長の報告のとおり、会議規則第103条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。本件につきましては、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、陳情第7号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（水野正美君）次に、議案第65号 勝浦市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第67号 勝浦市ねたきり身体障害者移動入浴車派遣手数料徴収条例の廃止について、議案第69号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について、議案第72号 平成18年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計補正予算、議案第73号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第74号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、陳情第8号 介護保険制度改善・拡充のため国への意見書提出を求める陳情、陳情第9号 障害者の福祉・医療サービス

利用料の「応益（定率）負担」を見直すよう国への意見書提出を求める陳情、陳情第10号 療養病床の廃止・削減と患者負担増を中止するよう国への意見書提出を求める陳情、以上10件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。刈込教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 刈込欣一君登壇〕

○教育民生常任委員長（刈込欣一君）議長よりご指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任委員会に付託されました議案及び陳情の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月12日、委員会を開催し、執行部より市長、助役、収入役、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第65号 勝浦市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、議案第66号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第67号 勝浦市ねたきり身体障害者移動入浴車派遣手数料徴収条例の廃止について、議案第69号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について、議案第72号 平成18年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計補正予算、議案第73号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第74号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上7件につきまして慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、議案第65号ないし議案第67号及び議案第72号ないし議案第74号の6件は全員賛成で、議案第69号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程で議案第69号につきまして、後期高齢者医療制度は、1点目として高齢者の年金から介護保険料と合わせると全国平均で月額約1万円を天引きしようとするものである。2点目として、原則として保険税の滞納者に国保と同じように短期保険証あるいは資格者証の発行を行うという制度である。3点目として、現役世代と後期高齢者は診療報酬を別建てにすることで診療報酬が引き下げられ、これにより医療内容が切り詰められ、高齢者に対する差別医療が公然と行われるという危険性をはらんでいる等の問題があり、こういう医療制度の内容を追認しようとするための広域連合の設置に関する協議であるので、承認するわけにはいかないという反対討論がありましたので、申し添えます。

次に、陳情第8号 介護保険制度改善・拡充のための国への意見書提出を求める陳情、陳情第9号 障害者の福祉・医療サービス利用料の「応益（定率）負担」を見直すよう国への意見書提出を求める陳情、陳情第10号 療養病床の廃止・削減と患者負担増を中止するよう国への意見書提出を求める陳情、以上3件につきましては、願意妥当と認め、全員異義なく採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君）これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）ただいま教育民生常任委員長よりご報告がございましたが、その中で陳情第8号から第10号までの3つについてお伺いしたいと思いますが、この要旨については記載されている内容を見ますと、その要旨そのものについてはわかりますが、陳情第10号の要旨冒頭に

示されておりますように、さきの国会で成立した医療改悪法には、とありますが、改悪という文字に象徴されておりますように、国において改正された介護保険法、さらには障害者自立支援法の施行、医療制度の一部改正等に伴う問題に対する陳情ということではありますが、これら法改正に当たりましては、当然のことではありますが、国において衆参両議院におきまして審議され、結論を出され、法律の一部改正に至った経緯があるわけでもあります。それらが改悪であると。10号については、冒頭そのように記されているわけではありますが、たしか国会審議過程において野党が反対されたやに伺っておりますけれども、その国会の審議過程等を踏まえ、さらには法律改正に至った背景、経緯、それら等についても、この3件の陳情の審査に当たりまして十分な審議といたしますか、意見交換といたしますか、行われたのかどうか伺いたいことが一つと、もう一つは、改悪という文言に象徴されておりますように、この自治体福祉センター社会保障推進千葉県協議会というものが詳しい状況がわからないんですけれども、この団体については、当然、どういう団体なのか委員長の立場で把握されていると思いますので、ご説明いただきたいと思います。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。刈込教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（刈込欣一君）お答えいたします。ただいまの滝口議員のお話ですと、改悪という言葉が非常に使っていたんですけど、私どもとすれば、ここには改悪という言葉ではなく改革という言葉でうたってあると思います。そして、私たちも内容について余り承知してない部分がありましたので、慎重審議の結果、全員賛成で採択と決しました。

もう一点、お話のありましたこの協議団体、代表名の社会保障推進千葉県協議会という名前の組織の中身というんですけど、申しわけなかったんですけど、この組織についてはそこまで勉強しなくて、この内容についてそれを重視して、審査いたしました。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）それでは討論を終結いたします。

これより議案第65号 勝浦市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、議案第66号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第67号 勝浦市ねたきり身体障害者移動入浴車派遣手数料徴収条例の廃止について、以上2件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第66号及び議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、議案第69号 千葉県後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、議案第72号 平成18年度勝浦市学校給食共同調理場特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、議案第73号 平成18年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第74号 平成18年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上2件を一括して採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第73号及び議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、陳情第8号 介護保険制度改善・拡充のため国への意見書提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、陳情第8号は採択と決しました。

○議長（水野正美君）次に、陳情第9号 障害者の福祉・医療サービス利用料の「応益（定率）負担」を見直すよう国への意見書提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、陳情第9号は採択と決しました。

○議長（水野正美君）次に、陳情第10号 療養病床の廃止・削減と患者負担増を中止するよう国への意見書提出を求める陳情を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、陳情第10号は採択と決しました。

○議長（水野正美君）次に、議案第70号 南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第75号 平成18年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。なお、委員長の報告は自席でお願いいたします。松崎 設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（松崎栄二君）議長よりご指名があり、また自席でというお許しがありましたので、失礼させていただきます。

今期定例会において建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当建設経済常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る12月13日、委員会を開催し、執行部より市長、助役、収入役、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第70号 南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第75号 平成18年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上2件について慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（水野正美君）これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）それでは討論を終結いたします。

これより議案第70号 南房総広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、議案第75号 平成18年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（水野正美君）日程第2、発議案を上程いたします。

発議案第11号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議案第12号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君）発議者から提案理由の説明を求めます。児安利之議員。

〔15番 児安利之君登壇〕

○15番（児安利之君）議長から指名がありましたので、ただいま議題となりました発議案第11号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、発議案第12号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第11号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、今期定例会初日に了承されました議員手数等調査特別委員長報告に基づき、所要の条例改正を行おうとするもので、常任委員会の定数を従来の総務常任委員会8人、教育民生常任委員会7人、建設経済常任委員会7人から、3常任委員会それぞれ9人に改め、また委員会の傍聴をこれまでの委員長の許可から委員長への申し出に改めようとするものであります。これにあわせて、先ほど議決されました勝浦市課設置条例の一部改正に伴い、総務常任委員会と教育民

生常任委員会の所管について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、発議案第12号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、市の厳しい財政状況等にかんがみ、議会の議長、副議長及び議員について、報酬の一部を減額し、財源の一助とすべく平成15年1月から2年間、報酬月額から議長8,000円、副議長7,000円、議員7,000円をそれぞれ減額し、平成17年1月からさらに2カ年間にわたり減額してまいりました。しかし、依然として市の厳しい財政状況が続いている現状や市内の経済動向等を踏まえ、当該措置を平成19年1月から平成22年12月までの4年間、さらに延長し、市財源の一助としようとするものであります。

何とぞ、私ども発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（水野正美君）これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第11号及び発議案第12号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、発議案第11号及び発議案第12号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第11号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、発議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、発議案第12号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（水野正美君）挙手全員であります。よって、発議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、発議案第13号 介護保険制度の改善を求める意見書について、発議案第14号 障害者の福祉・医療サービス利用料の応益負担見直しを求める意見書について、発議案第15号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書について、以上3件を一括議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

○議長（水野正美君）発議者から提案理由の説明を求めます。刈込欣一議員。

〔6番 刈込欣一君登壇〕

○6番（刈込欣一君）ただいま議題となりました発議案第13号 介護保険制度の改善を求める意見書について、発議案第14号 障害者の福祉・医療サービス利用料の応益負担見直しを求める意見書について、発議案第15号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書について、以上3件を一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第13号 介護保険制度の改善を求める意見書について申し上げます。

昨年10月1日から施設入所、ショートステイ、デイサービス、デイケア利用者にホテルコストの自己負担が導入されました。また、4月からは軽度者をこれまでの介護保険サービスから外し、通所系サービスを中心としたマネジメントを行う新予防給付が始まりました。改正された介護保険法は、我が国がこれから迎える高齢社会のもとでの介護の社会化に逆行し、軽度者のサービス利用を制限し、施設入所者への利用負担を大幅にふやし、高齢者とその家族の不安を増大させるものになっています。現在、介護保険を利用している高齢者の多くは70歳代後半から80歳、90歳の高齢者で、多くは単身世帯であることと認知症をあわせ持っています。こうした方々から現行のサービスを奪うことは、生きる気力を奪いかねません。

今、自治体財政を取り巻く状況は、国の三位一体改革や国庫負担、補助金制度の見直し等により、住民の安全と福祉を守るという自治体本来の役割が十分果たせない実態にあります。

そこで、高齢者が安心して介護が受けられるよう介護サービスに対する過重な負担の軽減と十分な基盤整備、そのためにも介護保険者である地方自治体の国の財政支援を強く求め、次の点に配意した対策を講じるよう強く要望します。

1、地方支援事業に係る住民負担と市町村介護保険財政の負担を軽減するために、国の介護給付費への負担割合を現行25%から50%に引き上げること。

次に、発議案第14号 障害者の福祉・医療サービス利用料の応益負担見直しを求める意見書について申し上げます。

障害者自立支援法が施行され、これまで前年度の所得に応じて負担する応能負担だった利用料の負担が応益負担にかわり、原則1割負担となりました。これまで支援費制度でホームヘルプサービスを受けていた障害者の90%以上が低所得者であり、たとえ上限があるとはいえ、福祉作業所などのわずかな工賃を頼りに生活している障害者にとっては大きな負担です。所得がなくても障害基礎年金を頼りにやっと親や家族から自立し、地域の人々に支えながら生活している障害者にとっても、この負担はたえがたく、サービス利用を断念するというような、あってはならない事態も生まれています。施設に通所、入所している障害者は、利用料の負担のほか食費などの実費を支払うことになり、1食600円以上という大きな負担となっています。

こうした障害者・家族への負担増に対し、独自の軽減策を講じる自治体も生まれていますが、

介護を必要とする重度障害者ほど重い負担を強いられる応益負担は、まさに障害者の自立に逆行するものであると言わざるを得ません。また、障害者関連各施設・事業者に今までと同じ福祉サービスが提供できるのか見通しが立たないなど不安の声が広がっています。

よって、国においては障害者が安心して福祉・医療サービスを利用できるようにするため、障害者自立支援法に基づく福祉・医療サービス利用料の応益負担を見直すよう強く要望します。

次に、発議案第15号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書について申し上げます。

さきの国会で成立した医療改革法には、入所介護や入院を担っている30万床の療養病床を大幅に削減し、平成23年度までに介護療養病床は廃止、医療療養病床は15万床にする療養病床の再編が盛り込まれました。政府は、削減する23万床で療養している人々を介護施設や在宅に移すと言っていますが、現在、特別養護老人ホームの待機者は全国で38万人、千葉県内でも1万7,000人を超えています。既に7月1日から廃止・削減計画が始まり、退所者が生まれています。このままでは多数の介護難民、療養難民を生み出すことになります。また、法律には高齢者の患者負担を大幅に引き上げることも含まれています。高齢化の進行とともに、今後、単身や高齢者世帯の増加が予想されます。

療養病床の廃止・削減や高齢者の患者負担増を直ちに中止し、医療・介護の環境整備・拡充を図るため、次の点に配意した対策を講じるよう強く要望します。

- 1、高齢者が地域で安心して療養できる施設やベッドをなくさないこと。
- 2、高齢者の患者負担をこれ以上ふやさないこと。
- 3、リハビリの日数制限を撤廃し、個々の患者の必要性に応じて行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご検察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げます。発議案第13号から第15号まで、以上3件の提案理由の説明といたします。

○議長（水野正美君）これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第13号ないし発議案第15号、以上3件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）ご異議なしと認めます。よって、発議案第13号ないし発議案第15号、以上3件につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君）それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第13号 介護保険制度の改善を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、発議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、発議案第14号 障害者の福祉・医療サービス利用料の応益負担見直しを求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、発議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（水野正美君）次に、発議案第15号 療養病床の廃止・削減と患者負担増の中止等を求める意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（水野正美君）挙手多数であります。よって、発議案第15号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（水野正美君）以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成18年12月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後 1 時 5 2 分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第58号～議案第75号、陳情第 7 号～陳情第10号の総括審議
1. 発議案第11号～発議案第15号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝浦市議会議長

署名議員

署名議員